



相続手続きのご案内



この度のご親族様のご不幸につきお悔やみ申しあげますとともに、ご生前の永きに亘る当金庫とのお取引に対し厚く御礼申し上げます。

このご案内は、当金庫とのお取引を相続される相続人様のご負担を極力軽減し、一日も早く新たなお取引が開始できますよう、ご参考となる情報・資料を集めたものです。

ご相続手続きは、民法その他の定めを遵守したうえでの適切な処理が求められ、一時的に預金の払戻手続きが制限される等のご不便をお掛けすることとなりますが、何卒ご協力の程お願い申し上げます。

ご不明の点は、ご遠慮なく当金庫担当者までお申出下さい。

お問い合わせ先

播州信用金庫 事務部（事務集中課）

〒670-0962 姫路市南駅前町 110 番地

電話番号 079-280-3438（直通）

受付時間 9：00～17：00（土日祝日、年末年始除く）

◆ 相 続 手 続 の 流 れ ◆

相続手続の お申出

- ・亡くなられた方のお取引店又は最寄の店舗へ、お電話又はご来店によりお申出下さい。なお、故人名義の口座取引は一部の例外を除き停止させていただきます。

必要書類の ご案内

- ・遺言や遺産分割協議書の有無等、相続の内容について詳しくお伺いし必要書類をご案内します。

必要書類の ご準備

- ・必要書類をご提出いただいた後に、相続方法に最も適した相続手続依頼書（当金庫専用用紙）をお渡しします。

相続手続依頼書 のご提出

- ・ご依頼内容を記入し、署名と実印を押印された依頼書等をご提出下さい。書類の確認をさせていただきますので、お手続きまでに日数がかかる場合がございます。あらかじめご了承ください。

相続手続完了 預金払戻等

- ・相続人様等への解約金の払戻し、指定口座へ振込、名義変更等を行います。



〈ご案内資料目次〉

1. 相続開始後の主な手続きについて	4 頁
2. 法定相続人の範囲と相続分について	6 頁
配偶者、配偶者以外の相続人	
3. 遺留分について	7 頁
4. 相続方法の選択について	8 頁
5. 相続手続について	9 頁
相続関係図	
6. 相続方法によりご準備いただくもの（預金取引の相続）	11 頁
7. 法定相続情報証明制度について	12 頁
8. 遺産分割協議が整う前に一部の相続人様への預金一部払戻について	15 頁
9. 被相続人様との取引の残高証明書発行、お取引履歴開示について	15 頁
10. 当座預金の相続、預金以外のお取引の相続等	16 頁
貸金庫、投資信託、公社債、当金庫出資金、当座預金	
11. 借入金等のご相続	17 頁
借入債務の法定承継、設定登記された根抵当権の確定、 極度額付きの借入債務	
12. 被相続人が外国籍の場合の相続について	19 頁
13. 相続税について	19 頁
ご相続手続メモ	22 頁
よくあるご質問（相続人について 他）	23 頁

1. 相続開始後の主な手続きについて

相続が開始されますと、必要となる届出や手続きには多種多様なものがあります。

主なものでは「死亡届（市区町村役場へ7日以内に提出）」から始まり、「相続税の申告（税務署へ10カ月以内に申告）」など、その殆どについて提出先と提出期限が定められており、それらを適切に処理せねばならない相続人様のご負担は軽くありません。

次頁に表示した「相続開始後の主な手続」は、代表的な手続等を網羅したもので、ご参考としてください。

なお、同表の「11. 自筆証書遺言の検認」から「16. 相続税の申告」までの6項目は特に重要とされ、当金庫とのお取引に関するものが多く含まれていますので、ご注意ください。



相続開始後の主な手続

No	種 別	届出先	期限	備 考
1	死亡届	市区町村役場	7 日以内	死亡診断書又は死体検案書。死亡届にて「埋火葬許可証」が発行される
2	年金受給停止 (国民年金) (厚生年金)	市区町村役場 年金事務所	14 日以内 10 日以内	年金受給者死亡届
3	未支給年金の請求 (国民年金) (厚生年金)	市区町村役場 年金事務所	14 日以内 10 日以内	年金受給者死亡届と一綴り
4	世帯主の変更	市区町村役場	14 日以内	世帯主変更届
5	介護保険の資格喪失	市区町村役場	14 日以内	介護保険喪失届
6	遺族年金の請求	市区町村役場 年金事務所	5 年以内	国民年金又は厚生年金の裁定請求書
7	寡婦年金の請求	市区町村役場	5 年以内	国民年金寡婦年金裁定請求書
8	公共料金名義変更	電力・ガス・水道会社等	速やかに	公共料金引落とし預金口座の変更
9	運転免許証の返却	警察署	速やかに	運転免許証
10	パスポートの返却	都道府県庁 旅券課	速やかに	パスポート
11	自筆証書遺言の 検認	家庭裁判所	速やかに	自筆証書遺言 戸籍謄本等
12	相続放棄・限定承認 の決定	家庭裁判所	3 カ月 以 内	相続放棄申述書 限定承認申述書
13	当金庫への出資金 の名義変更	当金庫	3 カ月 以 内	当金庫所定「出資加入申込書」 「印鑑票」等の提出が必要
14	所得税準確定申告	税務署	4 カ月 以 内	不動産の賃貸所得等がある被相続人等
15	根抵当権の指定債務者の合意の登記	法務局	6 カ月 以 内	登記手続を行わないと相続開始時に遡って根抵当権が元本確定する
16	相続税の申告	税務署	10 カ月 以 内	相続税申告書

注：相続開始後に必要な手続のうち主なものを表示しています。

2. 法定相続人の範囲と相続分について

民法では相続人となるべき方（法定相続人）と、相続についての権利・義務の割合（相続分）が定められており、現実の相続手続もこの定めに従ってなされます。（10 頁の「**相続関係図**」を併せてご参照下さい。）

このため、当金庫との相続手続でも、原則として法定相続人全員の存在が確認できる戸籍謄本等をご用意いただく必要があります。

（１） 配偶者

配偶者（被相続人【→亡くなられた方】の戸籍上の夫婦）は常に相続人となります。但し、相続開始時に戸籍上の配偶者であることが必要で、事実上の配偶者であっても内縁関係にある場合や、かつては夫婦関係にあったが相続開始時には離婚されていた場合は、法律上は相続人としての保護は与えられません。

（２） 配偶者以外の相続人

配偶者以外の相続人は、その範囲と順位が定められており、例えば第 1 順位相続人が 1 人でも存在すれば、第 2・第 3 順位相続人には相続権は認められません。

①第 1 順位相続人

- ア. 被相続人の直系卑属（子）が該当します。
- イ. 被相続人と養子縁組された養子は実子と同じ相続権があります。また、養子（特別養子を除く）は養父母・実父母双方について相続権が認められます。
- ウ. 被相続人が再婚されていた場合に、前配偶者との間の子と、現配偶者との間の子は同じ相続権があります。
- エ. 内縁関係の子で被相続人が認知した子（非嫡出子）も戸籍上の両親の子（嫡出子）と同じ相続権のあることが最高裁判決で認められ、法改正がなされました。
- オ. 被相続人よりも先に亡くなった子に、その子（被相続人の孫）が存在する場合は亡くなった子の相続権が引き継がれます（代襲相続）。孫も先に亡くなり曾孫が存在する場合も同様に相続権が引き継がれます（再代襲相続）。
- カ. 配偶者と第 1 順位相続人の組み合わせでの相続は、配偶者が 2 分の 1、第 1 順位相続人は全員で 2 分の 1 の相続分となります。

②第 2 順位相続人

- ア. 被相続人の直系尊属（父母）が該当し、第 1 順位相続人が存在しない場合に相続権があります。
- イ. 父母のいずれも死亡し、祖父母等が生存されている場合は、被相続人に最も親等が近い方が相続人となります。

ウ．配偶者と第2順位相続人の組み合わせでの相続は、配偶者が3分の2、第2順位相続人は全員で3分の1の相続分となります。

③第3順位相続人

ア．被相続人の兄弟姉妹が該当し、第1・第2順位相続人が存在しない場合に相続権があります。

イ．被相続人よりも先に亡くなった兄弟姉妹の子（被相続人の甥・姪）は代襲相続人となりますが、更にその子への相続（再代襲相続）は認められません。

ウ．片親を同じくする兄弟姉妹は、両親を同じくする兄弟姉妹の2分の1の相続分となります。

エ．配偶者と第3順位相続人の組み合わせでの相続は、配偶者が4分の3、第3順位相続人は全員で4分の1の相続分となります。

3. 遺留分について

(1) 遺言によって遺産の相続の指定や第三者への遺贈がなされた場合、相続人は原則としてそれに従わねばなりません。

(2) しかしながら、遺言内容にかかわらず一定の範囲の相続人が最低限これだけの遺産を取得できるとの割合を認めた制度があり、この割合を「遺留分」といいます。

(3) 遺留分の割合は対象となる相続人によって以下の通り定められています。

No	対象となる相続人	遺留分の割合
1	第2順位相続人（直系尊属）のみ	相続財産の3分の1
2	それ以外の相続人（兄弟姉妹を除く）	相続財産の2分の1
3	兄弟姉妹が相続人	遺留分なし

(事例)

- ・ 配偶者と子2人の共同相続で、「全ての遺産を配偶者に相続させる」との趣旨の遺言書が残されていました。
- ・ 遺言内容に従って配偶者は全ての遺産を取得できますが、子2人はそれぞれ4分の1宛の相続分を持っていたため、遺留分として遺産の8分の1（4分の1の半分）については、配偶者に請求すれば取得できます。

4. 相続方法の選択について

(1) 相続開始によって、相続人は被相続人の残した**積極財産（不動産、預金等のプラスの財産）**と**消極財産（借入債務、保証債務等のマイナスの財産）**のすべてを引き継ぐこととなります。

(2) しかしながら、消極財産が積極財産を上回る場合、相続人は自己の財産を使って借入債務等の弁済を行わねばなりません。

(3) このため、民法では以下の3つの相続方法を定めてあり、相続人はこれらの内から希望する相続方法を選択することができます。

No	相続方法	内容	注意事項
1	単純承認	積極財産・消極財産の全てを承継する。	・特別の手續を要しない。
2	限定承認	積極財産の範囲内で消極財産を承継する。	・3カ月以内に家庭裁判所へ申立てる。 ・複数の相続人は全員で申立てねばならない。 ・相続財産を消費してはならない。
3	相続放棄	相続人の地位を放棄し、最初から相続人でなかったものとする。	・3カ月以内に家庭裁判所へ申立てる。 ・相続人は単独で申立て可能。 ・相続財産を消費してはならない。

(注)

1. 限定承認、相続放棄の申立ては、自己を相続人とする相続が開始されたことを知ってから3カ月以内です。
2. 先順位の相続人が相続放棄すると、後順位の相続人に相続の権利・義務が移ります。
3. 限定承認、相続放棄を選択した相続人は、葬儀費用等の一部の例外を除き、被相続人の残した積極財産を消費してはなりません。

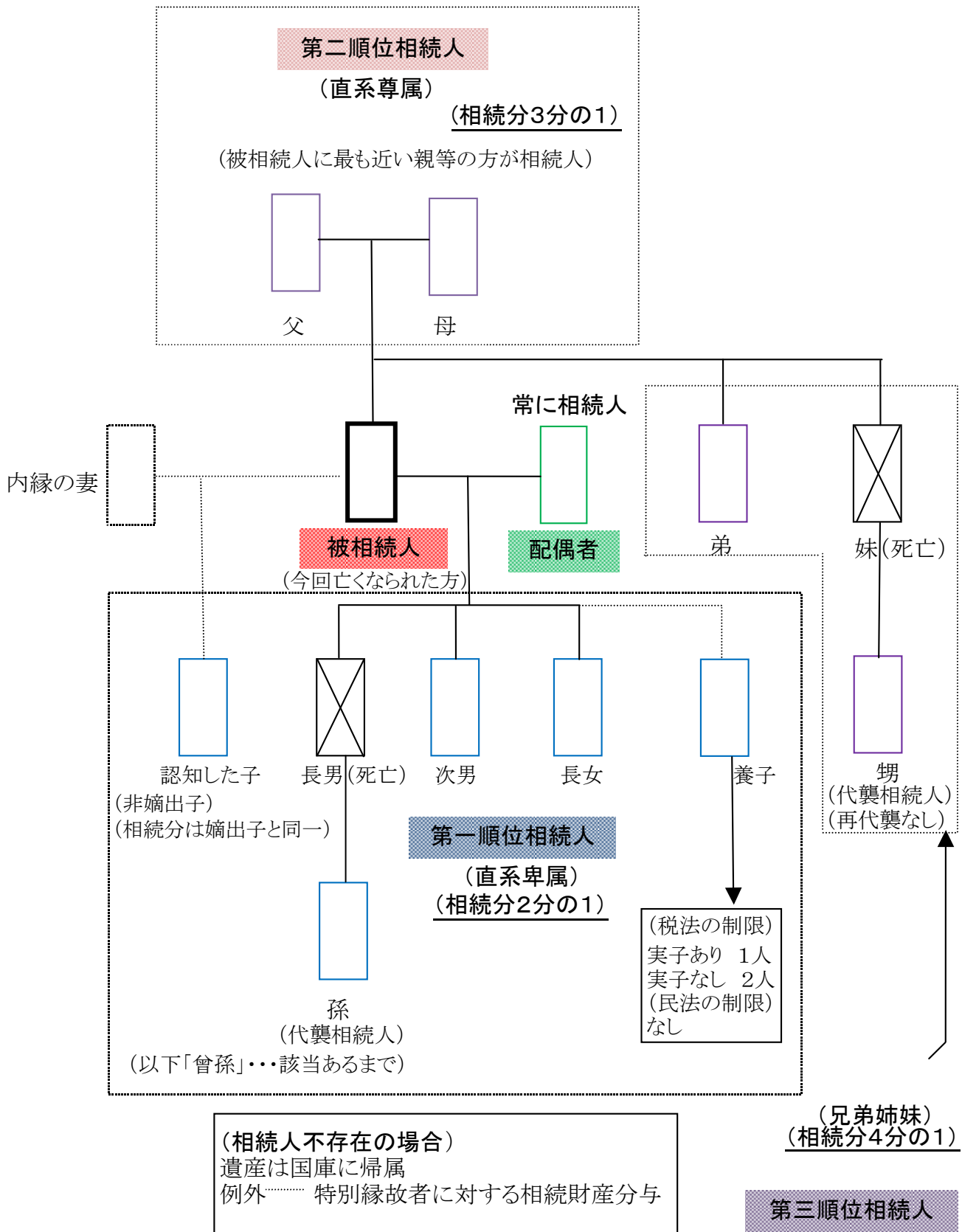
5. 相続手続について

相続手続は原則として全ての法定相続人の間で成立した「遺産分割協議」の内容に従って行われます。

金融機関取引の相続では、「遺産分割協議」以外の方法として「遺言書による相続」で遺言によって指定された相続人様との手続や、遺産分割協議を省略して全相続人様からのご依頼で相続人代表者の方と手続する場合がございますので、相続方法についてのご希望を当金庫担当者にお申出下さい。



【相続関係図】



6. 相続方法によりご準備いただくもの（預金取引の相続）

相続方法	主なご用意いただく資料等	「相続手続依頼書」
遺言書による相続	① 遺言書 ・公正証書遺言は公証人発行の謄本 ・自筆証書遺言は家庭裁判所で検認手続を受けられた正本（但し、「自筆証書遺言書保管制度」を利用したものは検認不要です） （遺言書は厳格な法定要件が満たされることが求められますので、記載内容につき当金庫で確認させていただきます。） ② 遺言者死亡の表示ある戸籍謄本 ③ 遺言執行者（指定されている場合）の印鑑証明書 ④ 遺産を相続される相続人の印鑑証明書等 （③・④の必要なケースは事案により異なります。）	相続方法により、ご用意いただいた資料を拝見したうえで、当金庫でご用意致します。 （注） 「よくあるご質問」（27頁）をご参照下さい。
遺産分割協議による相続	① 被相続人の誕生から死亡までが連続して表示された戸籍謄本等（戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍謄本）。先に死亡された相続人について代襲相続が発生している場合は、死亡された相続人の戸籍謄本等。 ② 遺産分割協議書 全法定相続人様が署名・捺印（実印）されている正本 ③ 印鑑証明書（全相続人）	
相続人代表者様等への払戻（遺産分割協議書を作成しない）	① 被相続人の誕生から死亡までが連続して表示された戸籍謄本等（戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍謄本）。先に死亡された相続人について代襲相続が発生している場合は、死亡された相続人の戸籍謄本等。 ② 印鑑証明書（全相続人）	

判決や調停成立 による払戻	① 判決正本又は調停調書正本 ② 印鑑証明書（払戻を受けられる相続人）	
少額預金の払戻	ご相続対象の預金残高が比較的少額の場合は ご用意いただく資料等を一部省略できるケ ースがございます。詳しくは当金庫担当者にご 相談下さい。	
全てのご相続案件 の共通事項	① 預金通帳・証書、キャッシュカード ② 払戻請求書（定期預金・定期積金の預金名 義を相続人様に変更される場合は不要で す） ③ ご来店者の本人確認書類	

詳しくは「相続手続のご案内 別冊（当金庫とのお手続き）」をご参照下さい。

7. 法定相続情報証明制度について

（１）「被相続人の誕生から死亡までが連続して表示された戸籍謄本等」のご用意はかなりの手数がかかりますが、法定相続人の確定・確認のための手段として不可欠のものです。そして、相続による不動産の所有権移転登記手続や金融機関の預金払戻手続、株式等の名義変更手続では、原則として同じものが必要とされます。この結果、戸籍謄本等を何通も取寄せることとなり、ご負担が増加することが予想されます。

（２）これに代わる制度として、平成 29 年 5 月から取扱い開始したのが「法定相続情報証明制度」で、その概要は以下のとおりです。

①相続人が所定の登記所（注）に以下の書類を提出する。

ア．被相続人が生まれてから亡くなるまでの戸籍関係の書類等。

- ・必ず用意する書類（被相続人の出生から亡くなるまでの連続した戸籍謄本等、被相続人の住民票の除票、相続人の戸籍謄抄本、申出人の氏名・住所を確認できる公的書類）
- ・必要となる場合がある書類（各相続人の住民票記載事項証明書、代理人による申出の場合の委任状、資格者代理人団体所定の身分証明書写し等）

イ．上記アの記載に基づく法定相続情報（被相続人の氏名、住所、生年月日及び死亡年月日並びに相続人の氏名、本籍、住所、生年月日、続柄及び法定相続分の情報等の一覧図。相続人住所の記載は任意ですが、円滑な相続手続のため記載をお奨めします。）

(注) 所定の登記所は、次の地を管轄する登記所のいずれかです。

- ・被相続人の本籍地
- ・被相続人の最後の住所地
- ・申出人（相続人）の住所地
- ・被相続人名義の不動産の所在地

②登記官が内容を確認し、証明文付きの法定相続情報写しを交付する。

③相続財産たる不動産に管轄登記所が異なるものがある場合、上記の写しを添付すれば相続登記の申請が可能。また、被相続人名義の預金払戻等、他の相続手続の提出書類に使うことも可能。

④証明文言付きの法定相続情報写しの交付は、登記所に法定相続情報原本が保管されている期間内（５年間）であれば何度でも再発行が可能であり、**費用は無料**。

(３) 本制度では、戸籍謄本等を集めたり、法定相続情報の書類を作成するのは相続人の負担とされる点は従前の手続きと変わりませんが、多数の不動産の所有権移転登記や、複数の金融機関での相続手続の全てを登記所が証明した「法定相続情報写し」を利用することで足りるため、**トータルでの大きな負担軽減が期待されます**。

(４) 本制度は、相続財産中に不動産がない場合も利用可能であり、かつ受付可能な登記所も広範囲に亘るため、利便性の高い制度です。

(５) なお、相続人が行うべき戸籍謄本等の収集や法定相続情報書類の作成はかなりの負担を伴いますが、各地の司法書士会が本制度の活用を推奨しており、司法書士に委任すれば有料ではありますが、相続人の負担は軽減されます。

また、以下の資格者を代理人として申出手続の一切を委任することができます。

〔 弁護士 司法書士 土地家屋調査士 税理士 社会保険労務士 弁理士
海事代理士 行政書士 〕

(６) 登記所が証明する「法定相続情報」の例は次頁に掲載した通りです。

但し、同書類は相続が開始した被相続人について、法定相続人を特定するもので、相続人のうち「欠格」の該当者の表示はなく、相続開始時に「胎児」である者の表示もありません。また、家庭裁判所へ「相続放棄」を申し立て、受理された旨の情報も表示されていないので、これらに該当する事情ある場合は、別途の手段で証明する必要があります。

被相続人播州太郎法定相続情報

最後の住所 兵庫県姫路市寿町3番3号

出生 昭和15年11月10日

死亡 平成30年10月20日

(被相続人)

播州太郎

住所 兵庫県姫路市寿町3番3号

出生 昭和43年12月21日

(長男)

播州武雄(申出人)

住所 兵庫県姫路市寿町3番3号

出生 昭和20年3月10日

(配偶者)

播州花子

住所 兵庫県竜野市本町7番26号

出生 昭和48年9月9日

(長女)

三島友子

以下余白

作成日：平成30年12月20日

作成者：司法書士 加古川 三郎 ⑩

(住所：姫路市大手町1丁目1番地)

これは平成30年12月20日に申出のあった当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。

平成30年12月20日

神戸地方法務局姫路支局

登記官 姫路 一郎

職印

注) 本書面は、提出された戸除籍謄本等の記載に基づくものである。相続放棄に関しては、本書面に記載されない。また、相続手続以外に利用することはできない。

8. 遺産分割協議が整う前に一部の相続人様への預金一部払戻について

(1) 従前取扱いしておりました一部の相続人様に対する相続分相当額の預金払戻手続（→例えば、従前は「配偶者と子の共同相続」で配偶者様からの払戻請求をいただいた場合、預金の2分の1相当額の払戻に应运じておりました）は、平成28年12月19日付最高裁決定により、「預金を遺産分割の対象とし、相続人間の協議成立後に払戻す」との手続をとらねばならなくなりました。

(2) その結果、遺産分割協議の成立を待たずに、預金払戻を必要とする急迫のご事情ある場合は、家庭裁判所にご相談いただき「仮分割の仮決定」を取得されるよう最高裁は勧めています。

(3) 当金庫の手続も原則として最高裁決定内容に沿ったものと致しますが、特別の急迫事情が御有りになる場合は、当金庫担当者にご相談下さい。

なお、令和元年7月1日より「相続預金の仮払い制度」の取扱いが開始されました。（詳細については、当金庫へお問い合わせください）

9. 被相続人様との取引の残高証明書発行、お取引履歴開示について

(1) 相続開始時点での被相続人様とのお取引内容について、残高証明書の発行を希望される場合は、「被相続人様の死亡の事実」と「残高証明書発行依頼人が相続人様であることの事実」をそれぞれ証明することが可能な資料（戸籍簿の登記事項証明書、死亡診断書等）をご提示いただければ、相続人様であればどなたに対しても発行可能です。

(2) 被相続人様との生前の預金取引内容の履歴開示をご希望の場合は、相続人様であればどなたに対しても開示可能です。上記の「残高証明書発行」の場合と同様の資料をご提示ください。

なお、相続開始前に口座解約されている預金についての開示ご請求には原則として応じられません。

ご依頼の相続人様の印鑑証明書（発行後6ヶ月以内）をご用意のうえ、当金庫所定の「依頼書」（実印を押印いただきます）をご提出ください。
なお、所定の手数料をご負担いただきます。

10. 当座預金の相続、預金以外のお取引の相続等

(1) 貸金庫

- ① 全相続人様に「相続手続依頼書」にご署名・捺印いただき、指定された相続人様との間で契約解除手続のうえ、貸金庫を開扉して内容物をお引渡し致します。
- ② 相続手続に先立って相続財産確認のため貸金庫の開函をご希望の場合は、極力多数の相続人様にご同席いただき、当金庫担当者も立会のうえ開扉し、内容物をご確認いただきます。但し、内容物の持ち出しは「遺言書」を除きご遠慮させていただきます。

(2) 投資信託、公社債

一部の相続人様への一部解約・払戻は致しかねますので、遺産分割協議書による相続の指定、遺言書による相続の指定、または全相続人様連署のご依頼により処理させていただきます。

(3) 当金庫への出資金

相続人様で、当金庫の営業地域内にお住まい等の会員となれる資格をお持ちで、出資金の加入をご希望の場合は、相続開始後3カ月以内に加入申込手続をお取りください。

会員の脱退をご希望の場合、払戻し時期は当金庫の事業年度末経過後となる場合がございます。

なお、当金庫と融資取引をされる場合は原則として会員資格を取得される必要がございますが、預金取引についてはその制約はございません。

(4) 当座預金のご相続

- ① 被相続人様との当座預金は、相続開始と同時に終了し、口座は閉鎖され、預金の残金は相続手続により払戻させていただきます。
- ② その結果、生前に振出された手形・小切手の支払呈示を受けた場合は、「振出人等の死亡」を事由に不渡返還することが、手形交換所規則で定められています。
- ③ 支払呈示を受けた手形・小切手を不渡返還せず決済をご希望の場合は、例外として全相続人様からのご依頼により処理することが可能ですので、当金庫担当者へご相談下さい（この方法は「限定承認」や「相続放棄」を家庭裁判所へ申立てられることをご予定の場合はお受けできません）。

11. 借入金等のご相続

(1) 借入債務の法定承継

- ①被相続人様が負担されていた借入債務や保証債務は、相続開始と同時に全ての相続人様が、各相続分に応じて分割して承継されるのが民法の定めです。

(例)

- ・被相続人：2,000 万円の借入あり。
- ・相続人：配偶者と子 2 人の合計 3 人による相続。
- ・相続発生と同時に承継された借入は以下のとおり。
 - 配偶者：1,000 万円（相続分 2 分の 1）
 - 子 ①： 500 万円（相続分 4 分の 1）
 - 子 ②： 500 万円（相続分 4 分の 1）

- ②相続人様の間で上記と異なる内容での遺産分割協議が成立した場合は、預金の場合とは異なり、その内容について債権者である当金庫とご相談いただき、場合によっては一部ご修正をお願いする場合もございます。

- ③借入債務のご相続については、相続人様のご都合等で簡単にはお話し合いが付かないこともございましょうが、法律上では上記①の状態にあることをご理解いただき、それを前提に遺産分割協議をお進め下さい。

また、ご希望等はできるだけ早期に当金庫担当者にご相談いただきますようお願い申し上げます。

- ④被相続人様が他の債務者の保証人となっておられた場合には、残された保証債務は上記の借入債務と同様の取扱となります。

例えば、会社の代表者として、会社と取引されている金融機関からの借入について保証人となっておられた場合は、相続開始時に存在する会社の借入についての保証債務が相続の対象となります。（相続開始後に、新たに会社が金融機関から借り入れた新しい債務については、保証の対象とはなりません。）

(2) 設定登記された根抵当権の確定

- ① 被相続人様の借入債務の担保として不動産に根抵当権の設定登記を受けている場合は、相続開始後 6 カ月を経過した段階で、根抵当権で担保すべき債務の元本が相続開始時に遡って確定致します。
- ② その結果、相続開始時に残っている借入債務は引き続き担保されますが、その後に相続人様に対して新たにご融資する事態となっても、設定済の根抵当権では担保されず、新たな担保権の設定登記を受ける必要が生じます。

- ③ このような事態を避けるためには、相続開始後6カ月以内に、相続人様と当金庫の間で根抵当権についての「指定債務者の合意の登記」を行う必要があります。引き続き相続人様で根抵当権の利用をご予定の場合は、できるだけ早期に当金庫担当者にご相談下さい。

(3) 極度額付きの借入債務

- ① カードローン、当座貸越、総合口座貸越等の、借入極度額付の借入債務について相続が開始した場合は、相続開始時に存在する借入残高の全額を直ちに返済すべき義務が生じます。その結果、借入極度額と現実の借入残高の間に差があっても（→所謂「枠空き状態」にある場合）、相続人様がその借入契約をそのままの状態を引き継いで、枠空き部分を利用することはできません。
- ② そのため、相続人様が同様の借入契約のご利用を希望される場合は、相続人様との間で新規に借入契約を締結する必要がありますので、ご希望の場合は当金庫担当者にご相談下さい。

12. 被相続人が外国籍の場合の相続について

(1) 被相続人様の本国法による相続

日本に居住され、そこで相続が開始した場合であっても、被相続人様が日本に帰化されることなく別の国籍をお持ちの場合は、**相続手続は当該国の法律の定めによるもの**とされており、遺言書の成立や効力についても同様とされます。

このため、日本の民法を基準とした相続手続をとることができません。

(ご参考) 法の適用に関する通則法

第 36 条 (相続)

相続は、被相続人の本国法による。

第 37 条 (遺言)

遺言の成立及び効力は、その成立の当時における遺言者の本国法による。

(2) 相続手続

相続人様において、被相続人様の国籍の日本大使館・在日領事館等または民間の支援団体から、同国の法律に基づく相続人の範囲や存在等の証明書を入手いただき、ご提示下さい。

13. 相続税について

ここでは、相続税課税について、ごく基本的な事項をご案内致しますが、相続税法の適用については専門的・技術的な要素が多く、また税制の変更等もあり得ることから、税理士等の専門家にご相談されることをお勧めします。

(1) 納税義務者と納税時期

相続税の納税義務者は原則として相続または遺贈によって財産を取得した方、もしくは被相続人から生前贈与を受け、相続時精算課税制度の適用を受けた方となります。

相続税の申告期限は、当該相続の開始があったことを知った日の翌日から 10 カ月以内とされています。

(2) 課税方法

①課税遺産総額の求め方

加算・減算	内 容	備 考
	本来の相続・遺贈財産の価額	被相続人が所有していた財産。 親族名義を借りて所有していた財産。
加算	みなし相続・遺贈財産の価額	生命保険金、退職手当金 「500 万円×法定相続人数」が非課税とされる。
加算	相続開始前 3 年以内に、暦年課税による贈与で取得した財産の価額	当該財産の贈与時点における評価額。 なお加算された贈与財産に課税された贈与税相当額は、算出される相続税額から控除される。
加算	相続時精算課税に係る贈与財産の価額	当該財産の贈与時点における評価額。
減算	非課税財産の価額	・ 墓所、霊廟、祭具 ・ 公益事業用財産 ・ 心身障害者扶養共済制度に基づく給付金受給権 等
減算	債務控除額、葬儀費用控除額	・ 借入金等の、相続開始時に現存し 確実に認められるもの。 ・ 被相続人の死亡の際、債務の確定 している公租公課。 ・ 準確定申告に係る所得税 等。
減算	基礎控除額	3,000 万円 + 600 万円×法定相続人数
課税遺産総額		

(注)「生命保険金・退職手当金の非課税」や「基礎控除額」の計算対象とされる「法定相続人数」は以下で計算される。

- ・ 相続放棄した者、代襲相続人も人数の対象となる。
- ・ 養子は被相続人に実子がいる場合は 1 人、実子がいらない場合は 2 人までが対象となる。
 但し、特別養子、配偶者の特別養子縁組で養子となった者で被相続人の養子となった者は実子と見做される。

②相続税額の求め方

- ア．課税遺産総額を法定相続分に応じた各法定相続人の取得金額について、それぞれ適用税率により税額を算出する。
- イ．上記で求めた全法定相続人の税額を合算して、「相続税の総額」を求める。
- ウ．各相続人が現実取得した財産の課税価額で按分する等の方法により、各相続人の納付すべき税額を求める。

③相続税の加算、税額控除等

ア．配偶者の税額軽減額

配偶者が取得した遺産が、1億6,000万円と、配偶者の法定相続分に相当する金額のいずれか大きい金額に対応する金額が控除される。

イ．その他の制度

- ・相続税額の2割加算
- ・未成年者控除額
- ・障害者控除額
- ・数次相続控除額
- ・外国税額控除額 等

以上

ご相続手続メモ

被相続人 (亡くなられた方)	氏名		死亡日	年 月 日
	戸籍謄本	・生誕から死亡まで連続した戸籍謄本が必要です。 ・「遺言書」による相続の場合は一部省略可の場合があります。		
相続人 (相続する権利をお持ちの方)	続柄	氏名	印鑑証明	留意事項
				・実印登録をされていない方は、この機会に登録をお勧めします。 ・配偶者と未成年の子が相続人の場合は、別途ご相談ください。
(預金等の相続方法)				
遺言書	・公正証書遺言 公証人発行の遺言書謄本をご用意下さい。 ・自筆証書遺言 家庭裁判所の「検認手続」をお取り下さい。 記載内容によっては、遺言書の効力が認められない場合がございます。(※「自筆証書遺言書保管制度」ご利用の場合は検認不要です) ・遺産の取得を指定された方が遺言者よりも先に亡くなられている場合は、その部分は無効となります。			
遺産分割協議書	・相続人全員が参加され、署名・捺印（実印）が必要です。 ・未成年者は遺産分割協議に参加できません（家庭裁判所が選任した特別代理人が代理します）。 ・成年被後見人と成年後見人が共に相続人の場合、成年後見人は成年被後見人を代理することができません（家庭裁判所が選任した特別代理人等が成年被後見人を代理します）。			
遺言書、遺産分割協議書なし	・相続人全員が「相続手続依頼書」（当金庫専用用紙）に署名・捺印（実印）いただきます。 ・全相続人を代表して払戻金を受けられる相続人をご指定下さい。			
貸金庫	・全相続人が同意された相続人代表者様を相手に開扉し、内容物をお引渡し致します。			
借入債務 保証債務	・借入債務や保証債務は、相続開始と同時にそれぞれの相続人様の相続分割合に応じて分割して承継されます。 ・これとは異なる内容での承継をご希望の場合は、極力早期に当金庫にご相談下さい。			



よくあるご質問（相続人について他）



◆未成年者の相続人がある場合（婚姻している場合は成人とみなす）

親権者の方が代理人となります。

但し、未成年者とその親権者が遺産分割協議を行う場合は、利益相反行為に該当する恐れがあるため、親権者は未成年者の代理人となることはできませんので、家庭裁判所で特別代理人の選任が必要です。

親権者がいない場合、家庭裁判所で未成年後見人の選任が必要です。

◆高齢等で意思確認ができない相続人がある場合

家庭裁判所で成年後見制度による成年後見人等の選任が必要です。

◆海外居住の相続人がある場合

印鑑証明書の代わりに該当国の日本大使館、領事館等が証明した『サイン（署名）証明』を提出してください。また、一時帰国でご来店いただける場合は、『パスポート・認印』で手続きさせていただきます。

◆行方不明の相続人がある場合

家庭裁判所で失踪宣告を取得いただくか、不在者財産管理人の選任が必要です。

◆相続放棄した相続人がある場合

家庭裁判所発行の『相続放棄申述受理通知書』又は『相続放棄申述受理証明書』を提出してください。

◆代理人に相続手続を委任する場合

第三者や弁護士、司法書士等へ相続手続を委任する場合は、委任状を提出してください。この場合、委任される方と委任を受けた方の印鑑証明書が必要です。

◆戸籍謄本の取得方法について

- ・被相続人様（亡くなられた方）の戸籍謄本について
市町村役場へ依頼される場合は「相続手続に必要なため、生まれてから死亡までの連続した戸籍謄本を発行してください。」とお伝えください。本籍地を変更されたり、婚姻、養子縁組のため別戸籍に編入された場合、いくつかの市町村役場からお取り寄せいただくことがあります。遠方の謄本が必要な場合は、郵送にて請求手続ができますので、該当の市町村役場へお問い合わせください。
- ・相続人様の戸籍謄本について
被相続人と同一の戸籍にいる相続人（配偶者と未婚の子）の場合は不要です。また婚姻や養子縁組により除籍・転籍されているが、現在の姓が、被相続人の戸籍謄本の中で確認できる場合も不要です。
相続人が兄弟姉妹の場合、被相続人のご両親の出生から死亡までの連続した戸籍謄本（全ての兄弟姉妹の存在を確認するため）、および祖父母さまが亡くなっていることが確認できる戸籍謄本が必要です。
また、推定相続人様（相続人予定者）が先に死亡し代襲相続が発生した場合、当該推定相続人様の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。

◆口座振替について

基本的にお引落しできなくなります。お早めに引落し口座の変更手続きをお願いします。

ご融資の返済に預金口座をご利用の場合は、当金庫担当者にご相談ください。

◆口座への振込について

原則として、公的年金の振込を除いて入金いたします。
家賃などの継続的な振込については、ご融資の返済資金に充当されている場合を除き、早期に口座を変更していただく必要があります。

◆葬儀費用等のお支払いについて

原則として、お取り扱いできません。詳しくは当金庫担当者にお問い合わせください。

◆必要書類のご提出について

ご来店またはご郵送となります。
ご郵送の場合は、送料は相続人様のご負担となります。また、ご郵送いただいた戸籍謄本や印鑑証明書等の原本確認を必要とする書類について、原本還付をご希望の場合は、ご面倒ですがお取引店までご持参ください。

◆相続手続きの期限について

特に決まりはありませんが、相続税の申告が必要な方は、お早めに手続きされることをお勧めします。（遺産分割の内容により相続税が異なります）
※相続税の申告・納税期限は、相続の開始を知った日（通常は被相続人の死亡日）の翌日から10ヶ月以内です

◆相続預金について相続人の間で遺産分割が整わない場合について

家庭裁判所に調停の申立てを行うことができます。調停でも合意に至らない場合は、審判にて遺産分割を行います。
※令和元年7月1日から「相続預金の仮払い制度」の取扱が開始されました。

◆被相続人様に多額の借入があり、相続したくない場合について

相続放棄をすることができます。相続の開始があったことを知ってから3ヶ月以内に、被相続人様の住所地を管轄する家庭裁判所に申立てを行い、それが受理されて放棄が認められます。相続放棄が認められた場合は、はじめから相続人でなかったことになり、プラスの財産もマイナスの財産も一切相続できません。

◆少額の相続預金の手続きについて

当金庫で定めた諸条件を満たすことにより、手続きを簡素化させていただきます。

◆通帳・証書が見当たらない場合

相続手続依頼書の「喪失物がある場合」の該当欄に ☒ してください。

◆遺言書があるが、遺産分割協議書にて分割する場合

相続人以外の第三者への遺贈が指定されておらず、かつ相続人全員が遺産分割について合意した場合は、その内容に沿った払戻手続きをとります。

◆相続人の中に外国国籍の方がいる場合

日本国籍の相続人様と同じ立場での手続となります。ただし相続手続依頼書等への実印の押捺と印鑑証明書の添付は不可能ですので、当該国の公的機関によるサイン証明等の制度をご利用ください。

◆当金庫との手続に必要な書類等の内容確認

「相続手続のご案内 別冊（当金庫とのお手続き）」をご参照ください。

◆相続手続に必要な届出書用紙のお渡し時期について

当金庫では相続手続用の届出書用紙をお渡しする前に、まず「相続の内容」について詳しくお伺いし、そのために必要とする添付書類をご案内し、それらが揃ったところで相続方法に適した内容の届出書用紙をお渡しいたします。（当初から必要な書類の大部分をお揃えいただいている場合は、届出用紙をすぐにお渡しすることもあります。）

何度も金融機関にお運び頂くことを避けるため、一見して面倒で時間を要すると思われそうですが、結果として多くの場合、この方法が最も確実で、かつ最もご負担の掛からない方法ですので、何卒ご理解下さい。

◆自筆証書遺言について

形式に不備があると無効になる可能性があります。

家庭裁判所での検認手続が必要となりますが、法務局での「自筆証書遺言書保管制度」をご利用の場合は、検認は不要となります。

ご不明な点等ありましたら、お気軽に当金庫担当者にお問合せください。

本資料の文責は播州信用金庫にありますので、ご照会等は同金庫お取引支店あてお願いいたします。また著作権も同金庫に帰属しますので、無断転載等による使用を禁止します。

2019 年 2 月制定

2022 年 2 月改定

